

全国視覚障害児(者)親の会
会 長 諏訪 勝三

- 1、 親の高齢化が進み、親亡き後の子どもの行く末の問題を心配する声が近年益々増えている。親は入所施設があつて、そこで社会的に支援をして欲しいと願っている。
(終の住処としての入所施設)
- 2、 視覚障害者の同行援護の条件については、「障害者権利条約」に謳われているように、障害に基づく必要な支援であり、通勤・通学・帰省なども含めて必要な時間の支援を受けられるように改善してください。
- 3、 自立支援法の3年後の見直し法が成立したが、閣議決定に従い、「骨格提言」でまとめられた内容と違憲訴訟団との「合意文章」に沿って、基本法や権利条約・基本合意書に添った支援を取り入れてください。
- 4、 介助や援護などの利用に当たっては、利用者本人が希望する時間・場所・支援員等を最大限尊重して選べるように改善してください。普通の人と同じように、本人の意思を尊重して選べるようにしてください。
- 5、 視覚障害者に対応した、キャリアアップのための専門学校等が少数しかありません。各都道府県に一定数の設置をしてください。又、既存の専門学校には、視覚障害者に対応する、教員・教育資材等を整えるための資金を補助するなど、きめ細かな支援をしてください。
- 6、 事業所運営が厳しい状況を改善し、職員の定着を図るためにも、事業者運営報酬と利用者個別給付報酬に分け、前者は原則月払とし、後者は原則非払いに改善してください。また、基本報酬だけで安定経営可能な報酬にしてください。(一般労働者の平均賃金に比し9万円の差を、年度計画により数年で改善する)
- 7、 グループホーム運営に係る報酬単価の引き上げをしてください。併せて、生活保護同様に家賃補助を制度化してください